



東地申
第73号
7月11日

「労使間の取扱いに関する協約」の遵守を求める申し入れ

団体交渉を行う！

交渉のポイント

会社からは「労働協約を遵守していく」と回答があるも、この間の事実経過についての認識は合いませんでした。しかし、東地申32号・東地申33号の解明交渉を再開していくこと、安全や働きがいの向上を目指していくことは一致しました。

以上のことから、組織再編の実施日（6月22日）までに解明交渉が終わらなかったことと、これまでの経過はなくなるものの、労使関係に影響を及ぼす「書面」の受け取りを拒否することを通告し、解明交渉を再開していくことを求めました。



これまでの経過は、MAILNEWS No.358 参照 →

- 2022年度東地申第32号「『変革2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する申し入れ（信号通信関係）および東地申第33号「『変革2027』の実現に向けた組織の再編について」に関する申し入れ（電力関係）に関するこれまでの事実経過を改め、「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」遵守すること。

【回答】これまでも団体交渉は「労使間の取扱いに関する協約（令和3年10月1日締結）」に則り取り扱っているところである。なお、会社の認識はこれまで伝えておりである。

組 合	会 社
◎ 団体交渉の位置付けと労使関係について、会社の見解を示すこと。	■ 労使間の協約に則って、信義誠実の立場でこの間団体交渉を行ってきた。今後も変わることは無い。
◎ 東地申第32号・東地申第33号交渉を再開する考えはあるのか会社の考えを示すこと。	■ 6月22日に新たな職場が発足したが、解明交渉を進めていく準備は出来ている。
◎ ここまで団体交渉が延びてしまった原因を明らかにすること。	■ お互いの意思疎通がうまくできていなかった。今後も、信義誠実の姿勢は変わらない。
◎ 会社見解について、労働組合側に問題があるのか認識を述べること。	■ 回答や認識の違いはあるが、あくまでも経営側の見解である。
◎ この間の経過について、相違はあるか会社の考えを明らかにすること。	■ 概ね経過は間違っていない。
◎ 会社見解を撤回しない限り、議論を進めることは出来ない。会社見解を撤回すること。	■ この間、会社は申し入れを拒否したことは無い。見解は会社として示したものであり、撤回はしない。
◎ 今後は、窓口間で整理したうえで再度仕切り直すこと。	■ 撤回せず、申第32号・申第33号は進めたい。

事故・事象が増加し、施設・電気職場の安全が揺らいでいます。地本は早急に解明交渉の再開と検証運動を通じて、施設・電気職場の安全、働きがいの向上を目指します。